

監理技術者の専任の緩和について（建設業法の改正）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

建設業における現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進により、将来の担い手の確保を図ることが急務となっています。

このような状況を踏まえ、令和元年6月に建設業法を改正し、監理技術者の専任配置要件を合理化しました。

2. 監理技術者とは

建設業法では、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4千万円（建築一式工事である場合にあっては、6千万円）以上になる場合においては、当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどるものとして監理技術者を置かなければならないとされています。

また、請負金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています。

3. 監理技術者の専任の緩和のポイント

今回の改正では、工事現場ごとに監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置した場合には、監理技術者の兼務を認めることとしました。監理技術者の職務を補佐する者の要件は、主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した1級技士補などとしています。

なお、技士補については今回新設しています。兼務できる現場数については、当面2現場としています。

なお、監理技術者の兼務が認められた場合においても、監理技術者に求められる責務は従前と同じです。監理技術者には、施工計画の作成や工程管理・品質管理などの職務が適正に実施されるよう、監理技術者の職務を補佐する者を適切に指導することが求められることとなります。（図1）

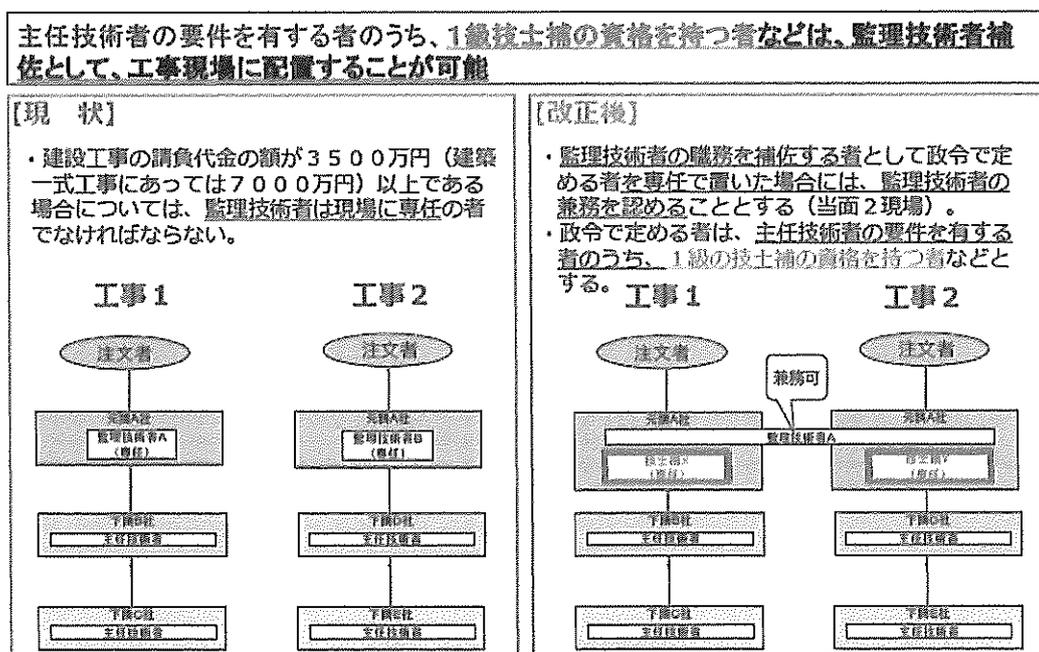


図1：監理技術者の専任の緩和

4. 技士補の新設（技術検定制度の見直し）

監理技術者の専任の緩和と併せて、今回の改正では、技術検定制度についても見直しを行いました。これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者を技士として称号を付与していましたが、今回、第一次検定と第二次検定に再編成を行い、第一次検定の合格者を技士補（新設）、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に技士の称号を付与することとしました。

このうち、1級の技士補で主任技術者の資格を有する者については、監理技術者の職務を補佐する者の要件となり、若手技術者に施工体制における明確な立場を与え、早期に責任ある立場で、現場で活躍していただくこととしています。なお、技士補を取得すれば、回数や期限の制限なく第二次検定を受検できるため、技士取得（第二次検定合格）への受検機会の拡大にも資するものと考えています（図2）。

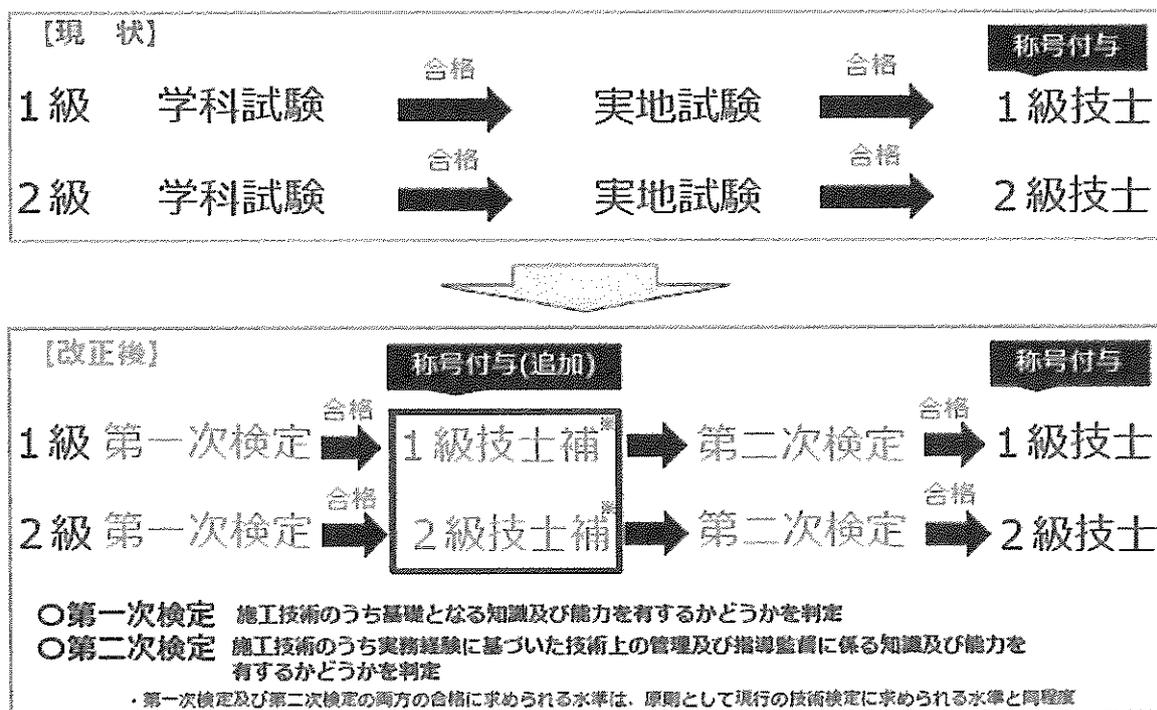
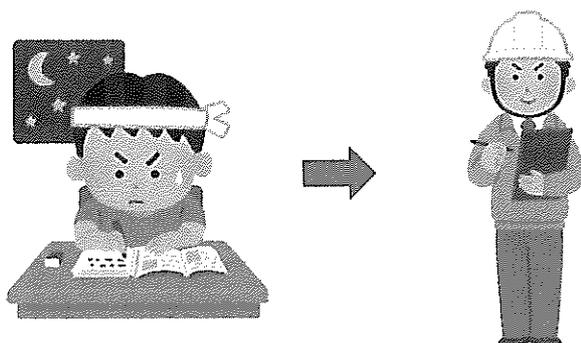


図2：技術検定制度の見直し

5. おわりに

監理技術者の専任の緩和については令和2年10月1日から施行されます。また、技術検定制度の見直しについては令和3年4月1日から施行されます。今回の建設業法の改正により、適正な施工を確保しつつ、監理技術者の専任を緩和することにより、将来の技術者不足の解消につながるものと期待しています。



一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
JCM レポート 11月号より引用